

光市から補助事業についてお知らせです

一部、要件を緩和しました！

光市農林水産物高付加価値化促進事業

本事業では、市内農林漁業者による地元産農林水産物を利用した①ブランド化、②商工業者との連携による加工品開発、③農林漁業者自身による加工品開発という3つの取組を支援します。

本事業を活用して、地元産農林水産物を利用した新商品を開発してみませんか？

令和5年度は随時申請を受け付けます。事業の活用を希望される方は事前にご相談ください！

《補助メニュー》

ブランド化したい！

農林水産物ブランド化支援事業

加工していない農林水産物をブランド化する取組を支援します。

《例》

- ・一定糖度以上の果物をブランド化するための糖度計導入費用
- ・品質の高い米を提供するための色彩選別機導入費用
- ・高級感のあるパッケージで販売するためのデザイン料
- ・野菜をPRする際に利用するリーフレットの作成費用



補助率 1/3 (補助上限 20万円)
※市内業者との連携は補助率 2/3

商工業者と連携したい！

農林水・商工連携支援事業

商工業者と連携して加工品を作る際の試作費用を補助します。

《例》

- ・柑橘農家が生産したみかんを利用した飲料の製造を商工業者に加工委託する際の経費
- ・米農家と商工業者が連携して、甘酒を開発する際の試作費用
- ・市内農家が生産した果物を活用したスイーツの開発費用



補助率 1/3 (補助上限 10万円)
※市内業者との連携は補助率 2/3

自分で加工品を作りたい！

機械・設備導入支援事業

加工品の開発に必要な機械・設備の導入費用を補助します。

《例》

- ・米粉の生産に必要な製粉機の導入費用
- ・自家栽培した果物をドライフルーツとして販売する際の食品乾燥機と包装用機械の導入費用
- ・加工品の開発に必要な加工場の整備費用 (シンクの設置など)



補助率 1/3 (補助上限 30万円)

◎原則、3つのメニューのうちいずれか1つに申請することができます。

ただし、同一の品目を取扱う場合は、メニューの併用が可能です。

例) イチゴについて、ブランド化支援事業と機械・設備導入支援事業の両方に申請する等

《対象者になる方》

- ・市内の農林漁業者 (個人または法人)
- ・市内の農林漁業者で組織する団体
- ・農山漁村文化の普及・継承を目的とした市内の法人または団体

お問合せ

光市農林水産課農政係 (光市役所 2階)

TEL : 0833-72-1494

《申請までの流れ》

申請までにはいくつか手順があります。まずは市役所にご相談ください。

1. まずは相談

ブランド化や加工品開発に少しでも興味がある場合は、まずは市役所にご相談を！

2. 計画書の作成

どんな機械を使うのか、どんな業者と連携するのか、計画書を作成してみましょう！

3. 申請書の提出

申請書、その他必要な書類を揃えて市役所の農林水産課まで提出してください！

4. 審査

事業計画を説明していただく場を設けます。審査合格により補助金交付決定となります！

5. 計画の実施

補助金の交付が決定したら遂に実行です！機械購入や試作に取り組みましょう！

6. 報告

事業が終了したら報告書を作成して市に報告しましょう！

《申請の主な要件》

- ①市内産農林水産物に対する取組であること
- ②事業の実施主体が農林漁業者であること
- ③完成した商品の名称またはサブタイトルに「光」もしくは「光市に関連する名称」を用いること
- ④原則、完成した商品の販売先に光市農業振興拠点施設「里の厨」を含めること

※補助メニューごとに要件に違いがあります。事業を活用する場合は事前に光市農林水産課までご相談ください。

《申請に必要なもの》

- ・交付申請書（※）
- ・事業実施計画書（※）
- ・導入する機械の見積書やカタログ等
- ・機械等の設置予定場所の位置図及び写真
- ・団体の規約および構成員名簿（団体のみ）

市 HP QRコード



（※）市役所および市HPにて様式を準備していますので、そちらをご活用ください。

お問合せ

光市農林水産課農政係（光市役所2階）

TEL：0833-72-1494